

概ね5年で実施する主な取組（案）

資料3



主な取組項目	取組機関	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
想定し得る最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図等の公表	県	◆31河川を検討中	◆5河川を検討予定	◆4河川を検討予定		
想定し得る最大規模の洪水浸水想定区域図等を基に、ハザードマップ改良、周知及び活用の検討	県 市町		◆公表された洪水浸水想定区域図をもとに、ハザードマップの見直しを随時実施			
要配慮者利用施設などへの水害リスクに関する情報提供及び避難確保計画の策定支援	県 市町	◆水害リスク等の提供	◆水害リスク等の提供、地域防災計画への記載			
過去の洪水に伴う浸水実績等の周知	県 市町	◆浸水実績図の共有	◆浸水実績図の共有			
水害危険性の周知促進のため、市町の役場等に係る河川などについて、水位計や水位標、河川監視カメラ等の設置を検討	県	◆水位計等の設置を検討	◆水位計を設置	◆水位周知河川の新規指定		
避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの作成を検討 タイムラインを活用した避難訓練等の実施	県 市町		◆タイムラインの作成等を支援			◆避難訓練の実施
洪水時における情報提供（ホットライン）の構築を検討	県 市町	◆ホットライン構築に向け協議	◆H30年度出水期より運用開始	◆H30年度出水期より運用開始		
想定し得る最大規模の降雨を想定し、隣接する市町、県、国等関係者が連携して広域避難計画及び避難場所などを検討	県 市町		◆直轄河川等における先行事例を協議会にて情報共有		◆広域避難計画等を検討	◆広域避難計画等を検討
学校等教育機関と連携した防災教育の取組として、総合学習を活用した出前講座等による防災教育の普及	県 市町		◆直轄河川等における先行事例を協議会にて情報共有		◆防災教育の内容を検討	◆防災教育の内容を検討

○水災害の激甚化

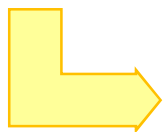
- 近年、大雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、大雨により降水量が増大するなどの**極端な雨の降り方が現実的に起きており大規模な氾濫が発生**しています。
- 今後、地球温暖化に伴う気候変動により、大雨による降水量の増加や、短時間強雨の発生頻度の増加が予測されており、**水害の激甚化**が想定されます。



避難所2階の浸水（平成26年8月：徳島県）

○国の防災・減災対策の方向性

- 国は、**最大クラスの洪水**などに対して「少なくとも命を守り、社会経済に壊滅的な被害が発生しない」ことを目標に、**社会全体で危機感を共有し、ソフト対策に重点を置く方針**を示しました。（「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」国土交通省：平成27年1月）
- 激化する水災害に対処するため、ハード対策では守りきれない事態を想定し、**想定最大規模を含めた様々な外力**について、**社会全体で情報を共有し、減災対策に取り組む考え**が示されました。（社会資本整備審議会河川分科会気候変動に対応した治水対策検討小委員会：平成27年2月）

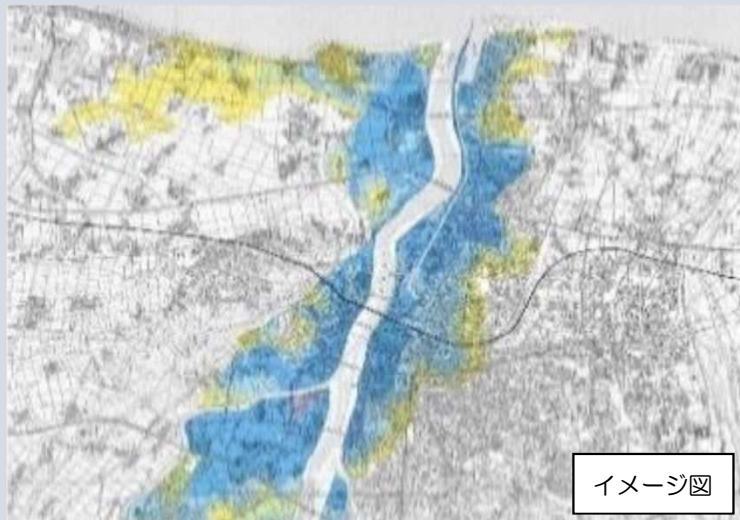


想定し得る最大規模の洪水に対する避難体制などの充実・強化

○改正の概要（平成27年5月改正）

- 「**現行の河川整備の将来目標**」とする降雨を前提とした洪水に係る浸水想定区域を、「**想定し得る最大規模の降雨**」を前提とした浸水想定区域に見直して公表します。

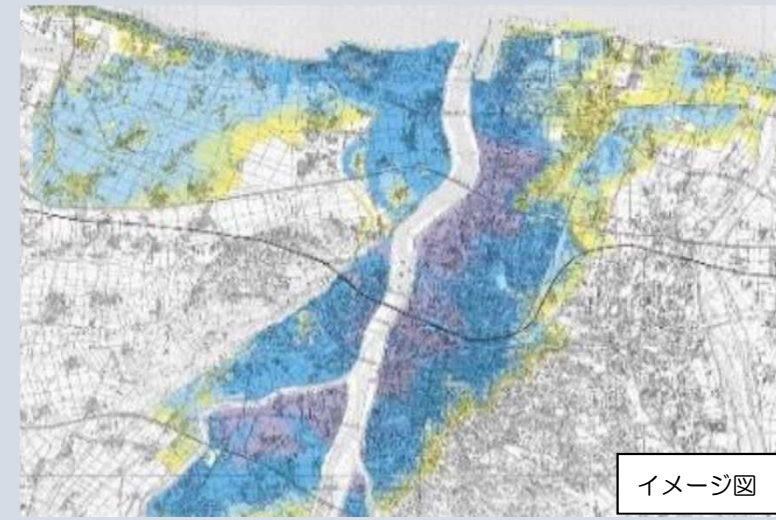
【改正前】



河川整備の将来目標とする
降雨を前提



【改正後】



想定し得る最大規模の洪水に係る
浸水想定区域

想定最大規模洪水に対応した浸水想定区域図を作成・公表
地域の減災への対応が求められています

○水防法第14条（洪水浸水想定区域）原文

洪水予報河川・水位周知河川

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、**想定最大規模降雨**（想定し得る大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により**当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域**を**洪水浸水想定区域**として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を**公表する**とともに、**関係市町村の長に通知**しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

想定し得る最大規模の降雨

○水防法施行規則第2条（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）原文

第二条 第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 **指定の区域**
- 二 浸水した場合に**想定される水深**
- 三 浸水した場合に**想定される浸水の継続時間**（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する**基本高水の設定の前提となる降雨**（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

河川整備の
将来目標とする降雨

3. 福岡県管理河川における検討スケジュール

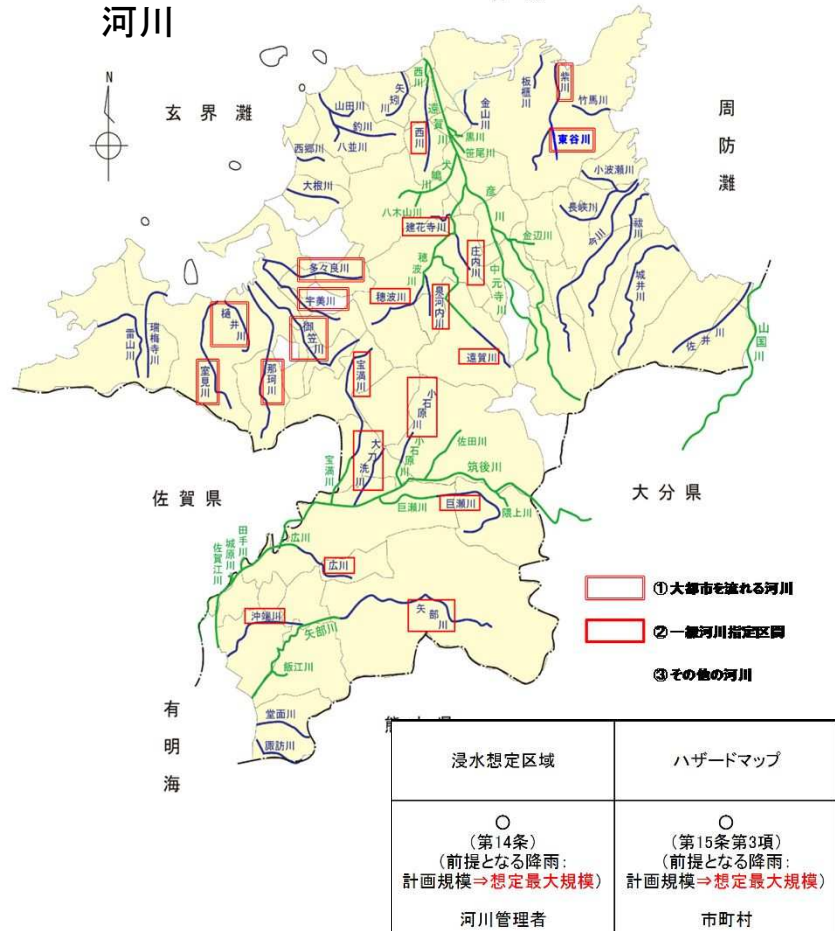
洪水浸水想定区域図



見直し対象河川(水位周知河川)

福岡県の水位周知河川 40 河川

- ・ 1 級河川 13 河川
- ・ 2 級河川 27 河川



検討スケジュール(案)

地区	水系名	河川名	1・2級	(参考) 既公表浸水想定区域図の関係市町村 ※河川と異なる市町村は変更となる場合があります。	公表目標年度(案)			
					公表 済み	H 30 出水開始	H 31 出水開始	H 32 出水開始
福岡地区	御笠川	御笠川	2級	福岡市、筑紫野市、大野城市、太宰府市		○		
	多々良川	多々良川	2級	福岡市、糟屋町、粕屋町		○		
		宇美川	2級	福岡市、宇美町、志免町、粕屋町		○		
	那珂川	那珂川	2級	福岡市、那珂川町		○		
	樋井川	樋井川	2級	福岡市		○		
	室見川	室見川	2級	福岡市		○		
	大根川	大根川	2級	古賀市				○
	瑞梅寺川	瑞梅寺川	2級	福岡市、糸島市		○		
	雷山川	雷山川	2級	福岡市、糸島市		○		
	釣川	釣川	2級	宗像市		○		
北九州・京築地区	紫川	紫川	2級	北九州市		○		
		東谷川	2級	北九州市		○		
	板櫃川	板櫃川	2級	北九州市		○		
	金山川	金山川	2級	北九州市			○	
	竹馬川	竹馬川	2級	北九州市			○	
	矢矧川	矢矧川	2級	岡垣町			○	
	萩川	萩川	2級	行橋市、みやこ町		○		
	長峽川	長峽川	2級	行橋市、苅田町、みやこ町		○		
		小波瀬川	2級	行橋市、苅田町		○		
	今川	今川	2級	行橋市、添田町、赤村、みやこ町		○		
佐井川	佐井川	2級	豊前市、吉富町、上毛町			○		
城井川	城井川	2級	築上町				○	
山国川	直轄区間	1級	吉富町、上毛町	● H29.3				
筑豊地区	遠賀川	直轄区間	1級	北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、戸畑町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町	● H28.5			
		建花寺川	1級	飯塚市		○		
		泉河内川	1級	飯塚市、嘉麻市、桂川町		○		
		遠賀川	1級	嘉麻市		○		
		穂波川	1級	桂川町、筑前町		○		
		庄内川	1級	飯塚市、小竹町		○		
西川	1級	中間市、遠賀町、鞍手町		○				
筑後地区	筑後川	直轄区間	1級	柳川市、大川市、筑後市、久留米市、小郡市、朝倉市、うきは市、大木町、大刀洗町	● H28.6			
		小石原川	1級	久留米市、朝倉市、筑前町、大刀洗町		○		
		大刀洗川	1級	久留米市、小郡市、大刀洗町		○		
		巨瀬川	1級	久留米市、うきは市		○		
		宝満川	1級	久留米市、小郡市、筑紫野市、筑前町、大刀洗町		○		
	広川	1級	久留米市、広川町		○			
矢部川	直轄区間	1級	柳川市、みやま市、筑後市、大川市、大木町、八女市、久留米市、大牟田市	● H29.3				
	矢部川	1級	八女市、筑後市、みやま市、大木町		○			
	沖端川	1級	柳川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町		○			
	堂面川	2級	大牟田市				○	
諏訪川	2級	大牟田市				○		

※ 上記の検討スケジュールは、今後の予算等の諸事情により、変更になる場合があります。

河川管理者

◆洪水浸水想定区域図の公表(水防法第14条)

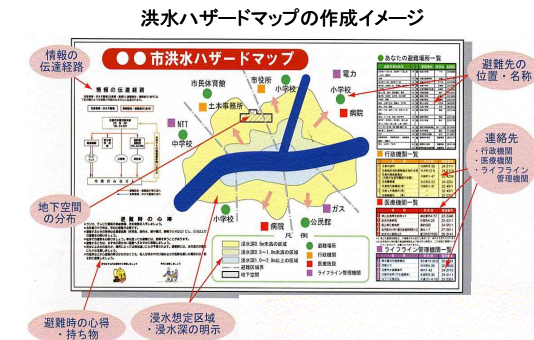
- ・洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川について、河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域などを公表



市町村

◆浸水想定区域における避難確保(水防法第15条)

- ・避難場所及び避難経路の設定
- ・区域内の施設を市町村地域防災計画に記載 (地下街、要配慮者利用施設、大規模な工場)
- ・ハザードマップの作成 など



施設管理者

◆市町村地域防災計画に記載された施設等は、避難計画作成・避難訓練実施

- ・地下街 【義務】(水防法第15条の2)
- ・要配慮者利用施設 【努力義務→義務】H29.6改正(水防法第15条の3)
- ・大規模な工場 【努力義務】(水防法第15条の4)

市町村

【水防法第15条1項四号ロ】
 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 →市町村地域防災計画への名称、所在地の記載

市町村

【水防法第15条2項】
 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設
 →施設所有者又は管理者への洪水予報等の伝達方法を定める

施設

【水防法第15条の3 1、5及び6項】
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う
 ・避難確保計画の作成(義務)
 ・訓練の実施(義務)
 ・自衛水防組織の設置(努力義務)

施設

【水防法第15条の3 2項及び7項】
 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う
 ・避難確保計画の市町村への報告
 ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告

市町村

【水防法第15条の3 3項】
 市町村長は、計画が未作成で必要と認められるとき、以下の行為ができる
 ・施設の所有者又は管理者に対する作成に係る必要な指示
 ・指示に従わなかったときには、その旨の公表

【 平常時 】

◆浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知
【水防法第15条の11】



〔浸水実績等の把握・周知〕

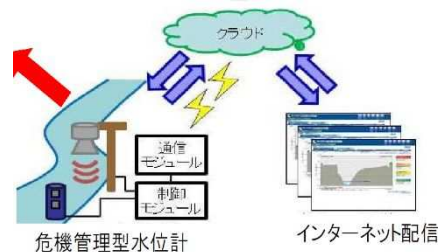
- ・市町村は、河川管理者からの情報提供等を受けつつ浸水実績等を活用して水害リスクを周知
- ・収集できる資料
水害統計調査の水害区域図、洪水後の痕跡調査、水害誌など
- ・ホームページやハザードマップ等に掲載し周知

⇒県が保有する浸水実績図を提供予定

【 洪水時 】

◆危機管理型水位計を活用した情報提供

①洪水時に特化した低コスト水位計の整備



- ・整備費が低コスト
- ・省スペース
- ・クラウドを活用したネットワーク

図 ネットワークイメージ

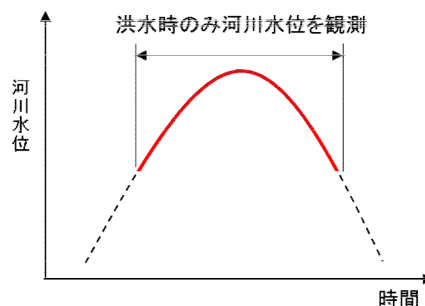


図 水位観測イメージ

- ・危機管理に必要な水位(洪水時のみ)のデータを観測
- ・データはインターネットにて一般へ公開予定

②設置箇所等の検討

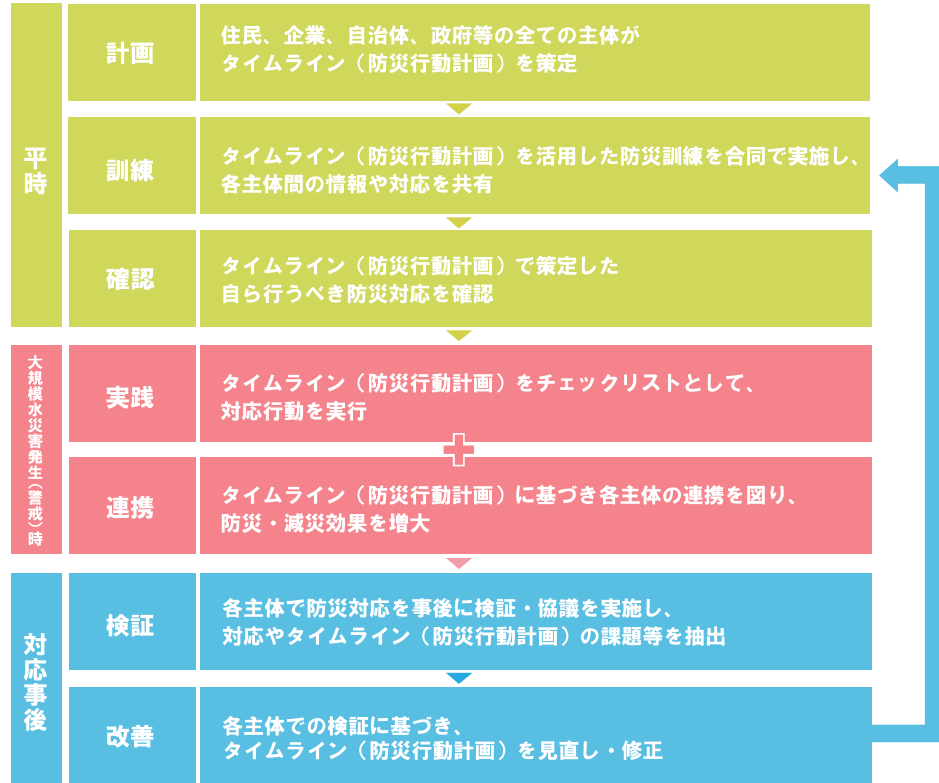
〔国の指標：水位計設置が望ましい河川〕

- ・近年に大きな浸水実績がある
- ・河川近隣に防災拠点や要配慮者利用施設がある
- ・水防上重要な地点がある

⇒平成30年度中に整備予定

タイムライン（防災行動計画）を活用した実践へ

大規模水災害の発災前から各主体が迅速で確かな対応をとるためには、いつ、だれが、どのように、何をするかをあらかじめ明確にしておくとともに、それぞれ他の主体がどのような対応をとるのかを把握しておくことが必要となることから、平時から各主体協働による、タイムライン（防災行動計画）を活用した取り組みを行うことが重要となります。



国土交通省のタイムライン（防災行動計画）推進支援

国土交通省は、以下のような取り組みを通じ、タイムライン（防災行動計画）の策定・実践を推進します。

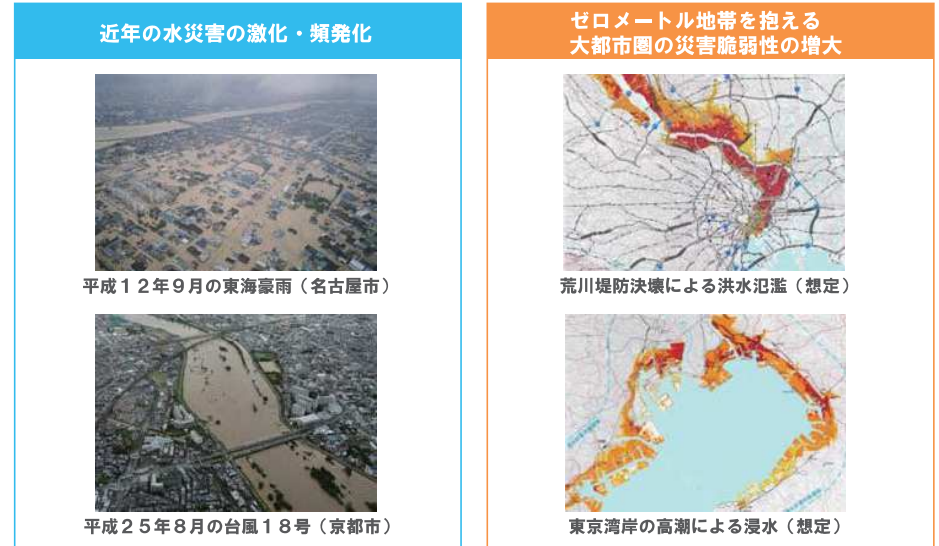
- 防災行動計画の策定・活用指針の作成
- 首都圏等におけるリーディング・プロジェクトの実施

問い合わせ先
 国土交通省 水災害に関する防災・減災対策本部
 防災行動計画ワーキンググループ事務局
 水管理・国土保全局防災課 TEL 03-5253-8457

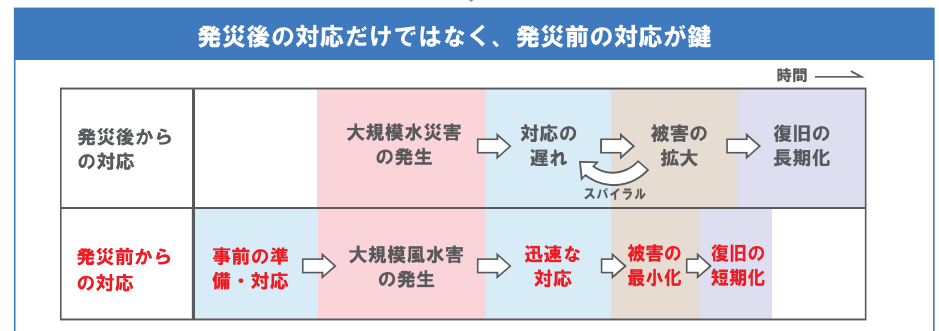
大規模水災害に備えた 水害対応タイムライン タイムライン（防災行動計画）の策定に向けて

近年、気候変動等の影響で日本全国で水災害が激化・頻発化しているとともに、大都市における地下空間の拡大等、都市構造の大きな変化やゼロメートル地帯への人口・産業の集積化等が進んでいることから、大都市をはじめとする全国各地で、大規模水災害が発生する可能性が高まっています。

今後、大規模水災害が発生することを前提として、平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが極めて重要となります。



大規模水災害発生リスクの増加



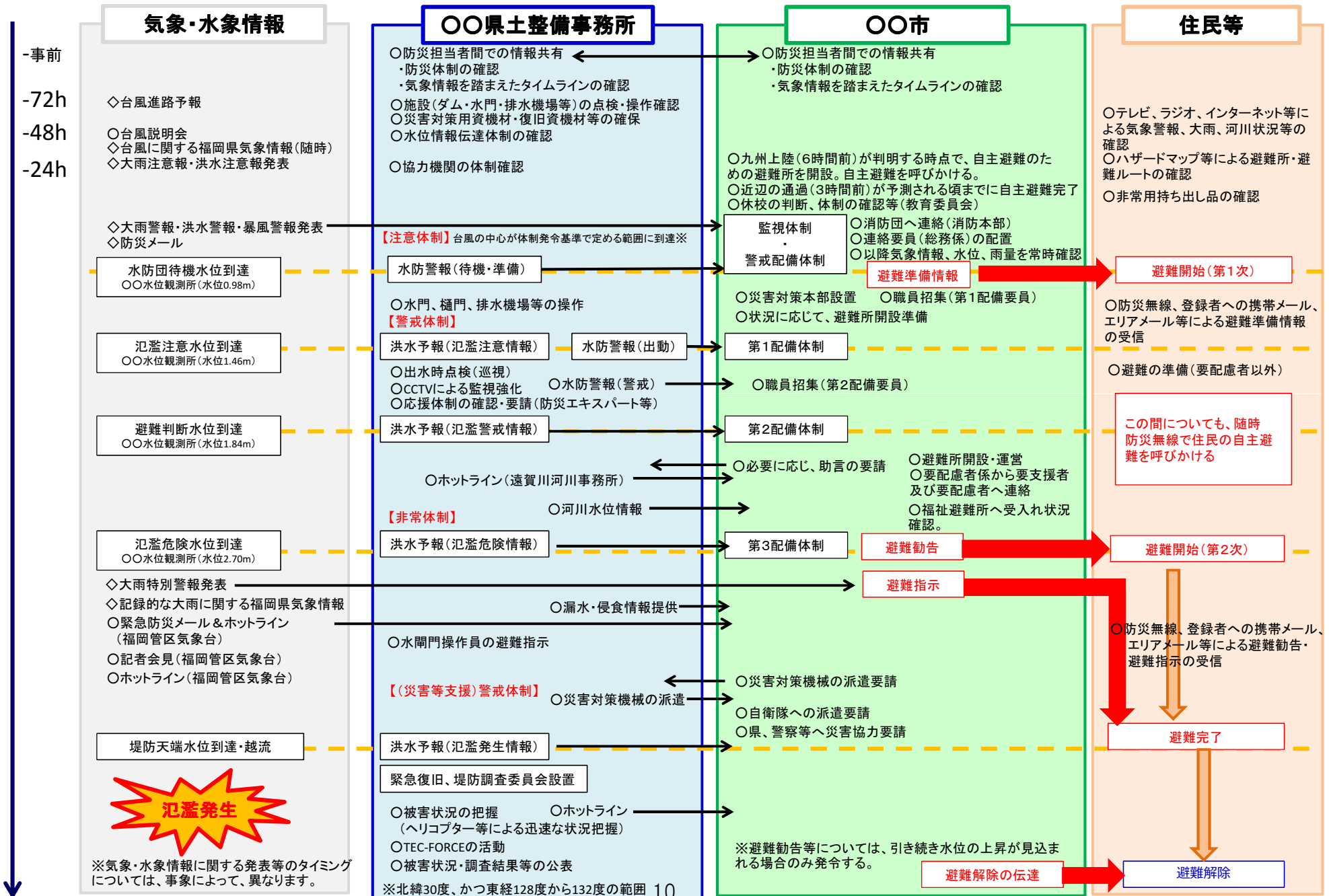
事前に協議した対応を発災時に活用

住民、企業、自治体、政府等の全ての主体が、事前に協議し策定した時間軸をあわせたタイムライン（防災行動計画）に沿って対応を！！

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

水害対応タイムライン

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。
 ※時間経過については想定で記載しており、実際の気象経過及び状況に応じた対応が必要である。



ホットラインとは・・・

河川管理者が市町村長等（市町村長が指示する責任者）へ、**直接、電話**等により、河川の水位情報を伝達

〔背景〕

- ・平成28年の台風等において、中小河川での逃げ遅れによる人的被害や甚大な経済損失が発生したことから、中小河川においても、水防災意識社会の再構築への取り組みが必要
- ・取り組むべき課題の一つとして、緊急時に河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障があったことが挙げられた。

〔対策・目標〕

国管理河川では河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える**ホットライン**を構築済。
都道府県管理河川においても、平成30年出水期までに**ホットライン**の構築を目指す。



県管理河川におけるホットラインの運用(案)

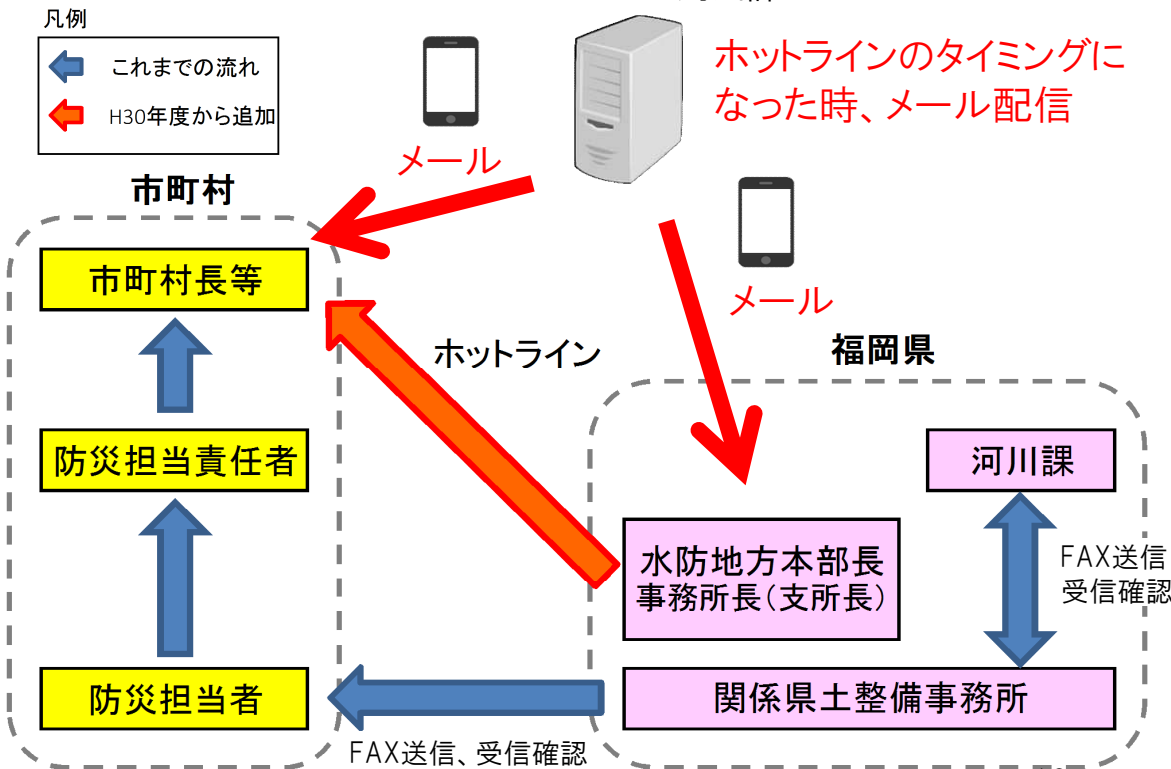
ホットライン

河川課

○ホットラインの流れ

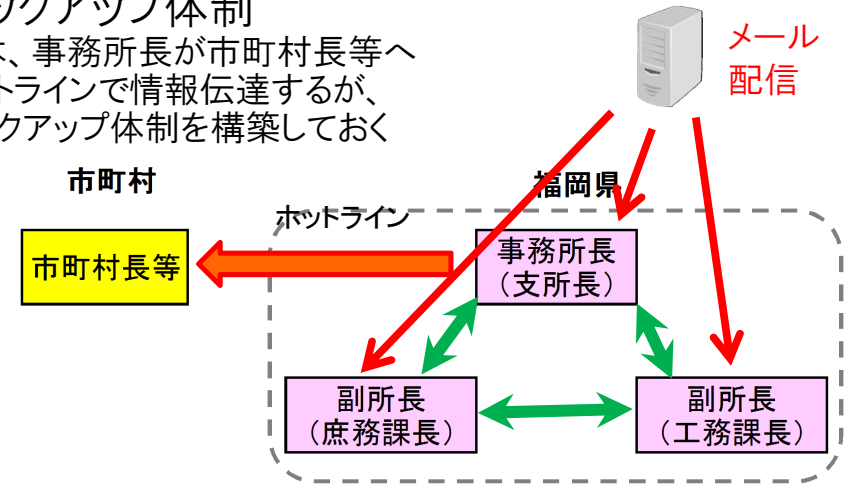
- ① 氾濫危険水位及び避難判断水位に到達
- ↓
- ② 事務所長(支所長)及び市町村長等へ防災メール(プッシュ型メール)の発信
- ↓
- ③ 事務所長(支所長)から市町村長等へ電話連絡、避難勧告等の目安となる水位に達していることを直接伝達

○ホットライン体制



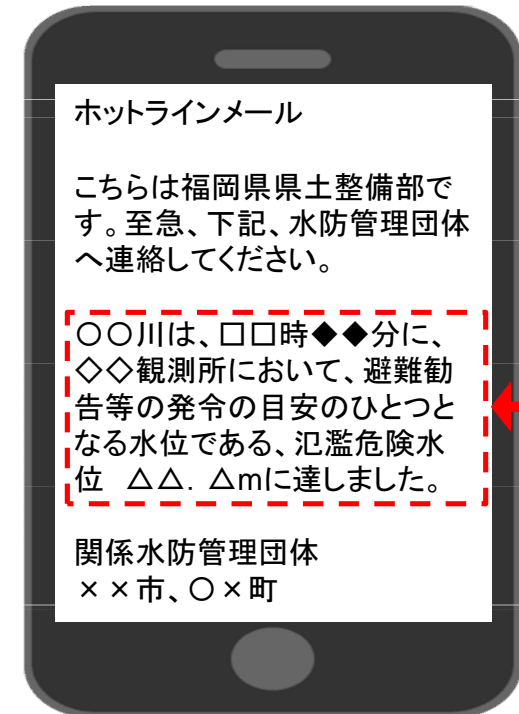
○バックアップ体制

基本、事務所長が市町村長等へホットラインで情報伝達するが、バックアップ体制を構築しておく



○配信メール(イメージ)

例: 氾濫危険水位に到達した時



電話伝達する内容